

楽器クローク利用規約

第1条（楽器クローク利用契約の成立）

利用者が株式会社アール・エイチ・ワイ（以下 RHY）との間で、楽器クローク利用契約を締結された後、RHY に対し、本規約に同意して楽器クロークの使用を申込み、それに対し、RHY が承諾することにより、本規約に基づくお客様と RHY 間の楽器クローク利用契約が成立する。

第2条（利用者による楽器クローク利用）

1. 楽器クローク利用契約は、RHY が定める日から開始し、そのときに利用者は楽器クロークを使用する資格を得る。以後、利用者は楽器クローク利用契約が終了するまでの間、本規約に従い、楽器クロークを利用することが出来る。
2. 受け渡しは契約者本人のみが行えるものとし、代理人の受け渡しは出来ない。団体での利用で複数の出し入れが必要になる場合、契約時にすべての受け渡し者について身分証明の写し、申込書の記入を行う。また、団体利用で受け渡し者の追加があった場合は、既に登録している受け渡し者同席のもとで新たな受け渡し者の申込を行うものとする。

第3条（利用時間）

利用時間は RHY の営業時間、営業日内とする。利用者は受け渡し希望時間を前日 21 時まで出来る限りメールにて連絡する。RHY は事前連絡の無い楽器（収納物）について、受け渡しを断ることが出来ることとする。また、利用者の受け渡し希望日、RHY の受け渡し可能日・時間の不一致により利用者が被る損害について RHY は保証しないものとする。

第4条（利用料）

利用者は楽器クローク利用契約が終了するまでの間、RHY が定める所定の支払方法及び期限に従い、所定の料金を支払うこととする。

第5条（楽器お預かり時の規定）

1. RHY は蓋のないケースに入れている楽器（収納物）及び過度に重い収納物については預からない。
2. RHY は利用者が当然、傷、破損が生じない対策をしているものとして楽器（収納物）を預かることとし、受け渡しの際、状態確認は行わない。
3. RHY は預かった楽器（収納物）、ケースのいずれについても減失、破損、変質による損害補償は一切行わない。

第6条（お預かりプレートの貸与及び保管）

RHY は、利用者より楽器を預かる際、お預かりプレートを利用者に貸与する。RHY はお預かりプレートの返却をもって楽器を利用者に返却するものとし、プレートがない場合の楽器返却は行わない。

第7条（収納物の撤去）

RHY は次の何れかに該当する場合、またはその疑いがある場合、利用者に連絡せず、RHY の裁量で収納物の保管、廃棄、その他処分をすることが出来るものとする。また、これによって生じた利用者の損害については一切補償しない。

1. 揮発性・爆発性のある危険物及び臭気を発するものを同梱していた場合。
2. RHY が関係官公署から収納物の調査を受け、押収または提出を求められた場合。
3. その他、RHY が適当と認めた場合

第8条（楽器クロークの終了事由）

利用者は第2条に従い楽器クローク利用契約が開始した後、毎月前月末日迄に契約終了の申出をすることにより、当月の末日を持って楽器クローク利用契約を終了させることが出来る。

第9条（楽器クローク利用契約終了後の取り扱い）

利用者は楽器クローク利用契約が終了する場合、終了事由の如何に関わらず、楽器クローク利用契約終了日までに、RHY に預けている楽器を引き取ることをとする。

第10条（請求及び廃棄等）

RHY は次の各号のいずれかの場合、利用者に対し、楽器の引き取りを請求することが出来、利用者がその請求の日より60日以内に引き取りをしない場合、RHY の裁量により、楽器の廃棄またはその他の方法で処分することが出来ることとする。

- 1.楽器クローク利用契約の終了日が経過したにもかかわらず、利用者が楽器の引き取りをしない場合。
- 2.利用者が所在不明になった場合（お預かり楽器の利用者を特定できない場合を含む。）
- 3.その他、RHY が適当と認めた場合。

第11条（譲渡等の禁止）

利用者は本契約上の地位もしくは本契約に関する権利義務を第3者に譲渡し、承継させる（相続等包括承継を含む）または担保に供する事のいずれもすることが出来ない。

第12条（本サービス終了時の告知について）

当スタジオの事由で本サービスを終了することになった場合は利用者に終了1か月前に告知するものとする。

第13条（規約・の変更と告知）

RHY はいつでも本規約、価格を変更することが出来る。この場合、RHY は事前に変更後の内容をホームページにて掲示し、知らせることとする。

株式会社アール・エイチ・ワイ

2022年8月改定